

受付番号	納付書送付日	納付書発行月分	年 月 分	納付期限	月 日	納付日	月 日	・保険証発送 窓口交付日	・発送・窓口 交付者	確認書類
	月 日	日	年 月 分	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		・免許証・委任状 ・その他()
	窓口交付									

決裁	常務理事	事務長	課長(総務)	部長	課長(業務)	係長(総務)	係員(総務)	係長(適用)	係員(適用)

任意継続番号	番
標準報酬月額	千円
令和 年 月分からの保険料	
一般・調整保険料	円
介護保険料	円
合計	円

強制取得年月日	昭・平・令	年 月 日
強制喪失年月日	令 和	年 月 日
任意取得年月日		
喪失予定年月日	令 和	年 月 日
生 年 月 日		
被扶養者数		

資格喪失年月日から20日以内にご提出ください。20日を経過すると天災地変・交通・通信関係のスト等特別の理由があるとき以外認められません。

※上記わく内は記入しないでください。
【裏面をお読みいただき、下記に記入または該当する箇所に○を付けてください。】

健康保険任意継続被保険者資格取

被 保 険 者 が 記 入 す る と こ ろ	被 保 険 者 の 記 号 番 号	記 号	1000	番 号	15		
	個 人 番 号 (マイナンバー) 被保険者証の記号番号を記入した場合は不要です	<input type="text"/>					
	資 格 喪 失 年 月 日	令和 7 年 10 月 1 日 (退職日の翌日)					
	生 年 月 日	昭・平 50 年 3 月 1 日					
	被 扶 養 者 の 有 無	有・無 左記「有」の場合は下記被扶養者届を記入してください。					
	注)今回新規として被扶養者となられる方につきましては、別途「被扶養者(異動)届」が必要となります。						
	資 格 喪 失 時 の 事 業 所	所 在 地	名古屋市〇〇区〇〇町〇番〇号				
		名 称	〇〇運輸株式会社				
	被 扶 養 者 届						
	被 扶 養 者 の 氏 名	生 年 月 日	性 別	続 柄	職 業	年 間 収 入	同 居 ・ 別 居 の 別
(フリガナ) ケンボ ハナコ	昭・平・令	男	妻	パート	勤労)年金・その他	同居)別居	
健保 花子	55年 2 月 12 日	女			90万円		
個 人 番 号 (マイナンバー) 被保険者証の記号番号を記入した場合は不要です	<input type="text"/>						
(フリガナ)	昭・平・令	男			勤労)年金・その他	同居)別居	
	年 月 日	女			万円		
個 人 番 号 (マイナンバー) 被保険者証の記号番号を記入した場合は不要です	<input type="text"/>						

申 請 者

フリガナ	ケンボ タロウ	郵便番号	〇〇〇 — 〇〇〇〇	マンション、アパートにお住まいの方は 部屋番号までご記入ください。	
氏 名	健保 太郎	住 所	名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番		
自 宅 電話番号	(052) 〇〇〇 — 〇〇〇〇		国民健康保険料の確認はされましたか？		
携 帯 電話番号	(090) 〇〇〇〇 — 〇〇〇〇		(チェックがない場合には確認の為您ご連絡させていただきます。)		
				チェック欄	<input checked="" type="checkbox"/>

上記のとおり申請します。 令和 7 年 10 月 5 日

国民健康保険の保険料を確認の
うへご提出ください。

宛

【資格確認書の窓口交付を希望される場合について】

1. 組合事務所窓口にて初回保険料を納付すれば資格確認書をお渡しできます。(マイナ保険証未取得の方等に限りません。)
資格確認書を受け取る方が被保険者の場合は身分証明書(運転免許証等)の提示、被保険者以外の方の場合は、被保険者が資格確認書の受領を依頼する委任状及び受け取る方の身分証明書(運転免許証等)の提示が必要です。
身分証明書・委任状がない場合は、被保険者住所宛郵送になります。
2. 事業主から喪失届が提出されていないと手続きができません。窓口にお越しになる前に電話確認されることをお勧めいたします。

【注意事項について】

1. この申請書は資格喪失日から20日以内に提出してください。
20日を経過しますと天災地変、交通・通信関係のスト等の理由がある時以外は認められません。
 2. 国民健康保険料は、各市区町村で異なり、また減額(軽減)制度(国の法律)・減免制度(各市区町村の条例)があります。国民健康保険料の確認はされましたか？
 3. 申請書受付後、申請者住所へ初回保険料の納付書を送付します。納付期限までに必ず納付してください。納付期限までに納付されない場合、任意継続の資格取得はできませんのでご注意ください。
 4. 申請書の記入に際し、被保険者証の記号番号を記入した場合は、個人番号の記入は不要ですが、任意継続被保険者資格取得時に新たに被扶養者を認定しようとする場合は、被扶養者の個人番号が必要となります。
- ※ 保険料をまとめて納付する前納制度があります。希望される方は前納申出書をご提出ください。

前納について

- ・ 前納の申出をすることにより、4月分から9月分まで若しくは10月分から翌年3月分までの6月間、または4月分から翌年3月分の12月間の保険料をまとめて納付することができます。
上記期間中に資格取得をした場合は、初回保険料の翌月分からは前納扱いになります。
- ・ 前納制度は割引が適用され、年4分の利率により複利計算で割引されます。
- ・ 就職により新たに被保険者資格を取得した場合、被保険者からの申出により資格喪失した場合及び被保険者が死亡した場合は、申請により未経過分の保険料は還付いたします。

ご不明な点がございましたら当組合 業務課までお問い合わせください。 TEL052(882)9686